

○吉良町成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成17年11月22日要綱

改正

平成20年7月17日要綱

吉良町成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の成年後見制度利用を支援するため、成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に、必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の内容)

第2条 町は、第4条に規定する申立て対象者に対して、次に掲げる経費の全部又は一部を助成する。

- (1) 申立てに必要な手数料、登記印紙代、郵便切手代、鑑定料及び診断書料等の費用（以下「申立てに要する費用」という。）に対する助成
- (2) 民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務に対する報酬等の助成

(申立て)

第3条 前条第1号に規定する申立ては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、当該各規定に定める者について、その負担の軽減を図るため、町長が特に必要があると認めるときに行うものとする。

(申立て対象者)

第4条 申立て対象者は、要支援者であり、次の各号のいずれかに該当する者であって、かつ、本人を保護するために申立てを行うことを町長が必要と認めた場合とする。

- (1) 本人に配偶者若しくは4親等内の親族がない者
- (2) 本人に配偶者若しくは4親等内の親族がいても音信不通の状況等にある者

(申立て費用の負担)

第5条 前条に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1号に規定する申立てに要する費用は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、町の負担とする。

- (1) 申立てに要する費用を助成しなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者である者
- (3) 申立てに要する費用を負担することで、生活保護法第6条に規定する要保護者となる者

(申立て費用の求償)

第6条 町長は、申立てに要する費用に関し、申立ての対象者又は当該関係者が負担すべきであると判断した場合、町が負担する申立てに要する費用の求償権を得るために、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

(成年後見人等の支援対象者)

第7条 第2条第2号に規定する支援を受けることができる者は、民法に規定する成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）で、かつ、町内に居住し住民基本台帳に登録されている者とする。

(成年後見人等の報酬の負担)

第8条 前条に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、民法に規定する後見、保佐、補助（以下「後見等」という。）の開始後に必要な第2条第2号に規定する支援は、町の負担とする。

- (1) 成年後見人等の報酬等の補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- (2) 現に生活保護法に定める被保護者である者
- (3) 成年後見人等に報酬等を負担することで、生活保護法による要保護者となる者

2 前項の規定により町が負担する額は、後見等の開始後に必要な成年後見人等に対する報酬等の実費の範囲内とし、予算に定める額を上限とする。

(支援事業利用の申請)

第9条 第7条に規定する者であって支援事業を利用しようとする者は、成年後見制度利用支援事業

利用申請書（様式第1号）及び後見等の開始の事実が確認できる書類を添えて町長に提出するものとする。

（利用の承認又は却下の決定）

第10条 町長は、成年被後見人等又はそれらの成年後見人（以下「利用者」という。）から前条の申請を受けたときは、速やかに利用者の心身の状況、日常生活の状況及び資産の状況等を調査し、利用の適否を決定し、成年後見制度利用支援事業利用承認・却下通知書（様式第2号）により、利用者に通知するものとする。

（助成金の申請）

第11条 前条の規定により利用の承認の決定を受けた利用者は、成年被後見人等が成年後見人等に対する報酬等の支払いの請求を受けた日以後に、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式第3号）により、助成金の交付を町長に申請するものとする。

（助成金の交付又は却下の決定）

第12条 町長は、前条に規定する助成金の交付申請を受けたときは、関係書類を審査し、速やかに助成の適否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付決定・却下通知書（様式第4号）により、利用者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第13条 町長は、前条の規定により交付の決定をした助成金については、利用者が指定した成年被後見人等の金融機関の口座に直接振り込むものとする。

（助成金の返還）

第14条 町長は、利用者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成20年7月17日要綱）

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

様式第2号（第10条関係）

様式第3号（第11条関係）

様式第4号（第12条関係）

様式第1号（第9条関係）

成年後見制度利用支援事業利用申請書

年 月 日

吉良町長 あて

成年後見制度利用支援事業を利用したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (成年被後見人等)	住 所			
	氏 名	印	性別	男・女
	生年月日	年	月	日
上記の成年 後見人等	住所(所在)			
	氏名(名称)	印		
心身の状況				
生活の状況				
収入及び 資産の状況				
申請の内容	吉良町成年後見制度利用支援事業実施要綱第2条第2号に規定する（成年後見・保佐・補助）人の業務に対する報酬等の助成			
添付書類	後見等の開始の事実が確認できる書類			

様式第2号（第10条関係）

成年後見制度利用支援事業利用承認・却下通知書

第 号
年 月 日

様

吉良町長 印

年 月 日付けで申請のありました成年後見制度利用支援事業の利用申請については、次のとおり承認・却下しましたので通知します。

承認	内 容	吉良町成年後見制度利用支援事業実施要綱第2条第2号に規定する（成年後見・保佐・補助）人の業務に対する報酬等の助成
	助成金の請求方法	成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書により、報酬等の支払いの請求を受けた日以後に、町長に申請してください。
却下	(理由)	
備考		

不服の申立て

この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、吉良町長に対して異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴え

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、吉良町を被告として（訴訟において吉良町を代表する者は吉良町長となります。）提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起する

様式第3号（第11条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書

年 月 日

吉良町長 あて

年 月 日付けで利用の承認を受けました成年後見人等の業務に対する報酬等に関する助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (成年被後見人等)	住所	
	氏名	印
上記の成年後見人等	住所(所在)	
	氏名(名称)	印
交付申請額		
添付書類	(1) 成年後見人等から報酬等の請求を受けたことを証する書類 (2) 心身の状況及び生活状況等（収入及び資産状況を含む。）を記載した書類 (3) その他町長が必要と認める書類	

なお、助成金の交付の決定がなされたときは、次の口座に振込みをお願いいたします。

金融機関名	銀行 信用金庫（組合） 農協・漁協		店
口座番号	普通・当座・その他（ ）	No.	
(フリガナ) 名義人			

振込先は、成年被後見人等名義の口座となります。

様式第4号（第12条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金交付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

吉良町長 印

年 月 日付けで申請のありました助成金の交付については、次のとおり決定・却下しましたので通知します。

決定	交付額	
	振込先	
却下	(理由)	
備考		

不服の申立て

この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、吉良町長に対して異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴え

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、吉良町を被告として（訴訟において吉良町を代表する者は吉良町長となります。）提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。